

令和7年度

# 稲城市カーボンニュートラル 住宅設備等補助金「申請の手引き」

令和7年3月1日～令和8年2月28日設置分対象

## 補助対象機器



1. 太陽光発電設備
2. 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
3. 蓄電池システム
4. 木質ペレットストーブ
5. 燃料電池自動車(FCV)
6. ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)
7. 既設窓・ドアの断熱改修

### 申請受付期間(先着順)

令和7年7月1日(火)午前8時30分～令和8年3月13日(金)午後5時  
※予算に達し次第、受付終了

提出方法 LoGoフォーム(電子申請): 令和8年3月13日午後5時送信分まで

**※紙申請を希望される場合は事前にご相談ください**

### お問い合わせ先

〒206-8601 稲城市東長沼2111番地  
稲城市役所 都市環境整備部 緑と環境課 環境政策係 (市役所3階)  
電話 : 042-378-2111(内線354、355)  
FAX : 042-378-9719

# この手引きは令和7年3月1日から令和8年2月28日設置が対象です

## 1. 目的

この補助金は、カーボンニュートラル推進に資する機器等の普及促進を図るため機器等を新たに導入した者に対して交付するものである。

## 2. 申請対象者

〇市内の住宅に補助対象機器を新たに導入した、又は導入した新築住宅を購入した **個人**

### 【注意事項】

住宅は、主に居住の用に供する戸建住宅及び集合住宅における各住居1戸のことをいう。集合住宅の管理会社等の事業者は申請不可。

補助対象機器を導入した住宅に居住されている方が対象。賃貸住宅の所有者の方で、ご自身が居住していない賃貸住宅に補助対象機器を導入された場合は、補助対象外。

## 3. 申請要件

①補助対象機器を導入した市内の住宅を所有し、申請の日以前より居住（稲城市住民基本台帳に登録）しており、本補助金の交付決定の日においても引き続き居住していること。

※燃料電池自動車は自動車検査証の使用本拠地が市内の異なる地番であっても対象。

②住宅の所有者または契約者全員に市税等の滞納がなく、補助対象機器導入に同意していること。

③補助対象機器の要件（「7. 補助要件」）を満たしていること。

④住宅が店舗等の併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1を超えていること。

⑤補助対象機器の工事契約者または売買契約者が申請者であること。

⑥導入された補助対象機器が未使用品であること（リース及び中古品は不可）。

⑦今回申請する機器が過去に稲城市から「カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費（旧：住宅用創エネルギー機器等導入促進事業）」の補助金を受けていないこと。

（例）・平成29年度にエネファームを申請・補助金受領して、今年度もエネファームで申請する

⇒申請できません

・令和5年度に太陽光発電設備を申請・補助金受領して、今年度は蓄電池システムで申請する

⇒申請できます

⑧今後、市が行うアンケートへの回答や、稼働状況等の報告ができること。

⑨補助金を受けた補助対象機器は、減価償却資産の耐用年数に相当する期間内において、所有し使用できること（期間内で売却、譲渡、廃棄等を行わないこと）。

### 【注意事項】

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、または補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

## 4. 補助対象期間

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで に補助対象機器を設置・改修すること。

### 【注意事項】

補助対象機器の導入完了日は、「領収書の日付」とする。

ただし、太陽光発電設備は接続契約のご案内に記載されている「接続契約を締結した日」、燃料電池自動車は、自動車検査証に記載されている「初度登録年月」を導入完了日とする。

## 5. 申請受付期間

令和7年7月1日(火)午前8時30分～令和8年3月13日(金)午後5時

※申請期間前・後の提出は不可

**申請方法**：LoGoフォーム(電子申請) (※紙申請希望の方は事前にお問い合わせください)

申請用LoGoフォーム：<https://logoform.jp/form/KPTZ/R7CNapp02>

LoGo フォーム



### 【注意事項】

- ・受付は先着順となります。提出書類(「8. 申請に必要な提出書類」)が全て揃い次第、ご提出ください。
- ・なお、提出書類に不足・不備がある場合は、受付できません。その場合、修正や再提出等を依頼しますので確実に連絡がとれる連絡先(メールアドレスまたは日中に対応できる電話番号)をLoGoフォームにご記入ください。連絡が取れない場合は、受付できません。
- ・LoGoフォームで午後5時以降に送信完了したものについては翌営業日の午前8時30分に送信したものとして扱います。

## 6. 予算額

23,910,000円 (※令和6年4月1日～令和7年2月28日設置分の補助金も含む)

市 WEB サイト



### 【注意事項】

予算上限に達し次第、受付を終了します。予算の執行状況は市ウェブサイトで随時公表します。

個別でお問い合わせいただいてもお答えできません。最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください。

市WEB(<https://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/kankyoku/1005277/1005287/1005290/1012438.html>)

## 7. 補助金額

| No. | 補助対象機器                   | 補助金額                                                     |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1   | 太陽光発電設備                  | 1kWあたり2万円 上限:8万円(4kW)<br>※発電出力[kW](小数点第2位未満切捨て)に2万円を乗じた額 |
| 2   | 家庭用燃料電池システム<br>(エネファーム)  | 定額2万円                                                    |
| 3   | 蓄電池システム                  | 定額4万円                                                    |
| 4   | 木質ペレットストーブ               | 機器費の1/3(上限:5万円)                                          |
| 5   | 燃料電池自動車(FCV)             | 定額10万円                                                   |
| 6   | ビークル・トゥ・ホームシステム<br>(V2H) | 3万円(上限:機器費)<br>※No.1の機器と同年度の導入に限る                        |
| 7   | 既設窓・ドアの断熱改修              | 設置費用の1/6(上限:5万円)※ドアのみの改修は対象外<br>※設置費用:材料費及び取付に必要な工事費     |

※発電出力は、太陽光発電設備の出力とインバータの出力のうち小さい値を示す。

※補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切捨て。

## 8. 補助要件

### ■太陽光発電設備

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)JPEA代行申請センターのJP-AC太陽光パネル型式登録リストに登録されているモジュールであり、かつ登録種別がA登録であるもの、太陽光発電モジュールの認証において、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)、又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの。
- (2)住宅の屋根等に導入し、発電した電力がその居住する住宅で使用されること。
- (3)未使用のもので、リース及び中古品を除く。
- (4)電力会社と電力受給契約をしていること。

【JP-AC太陽光パネル型式登録リスト】※ページ右側青枠内下部の「太陽光パネル型式リスト(PDF)」で確認可能です  
(<https://www.fit-portal.go.jp>)

【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)】  
太陽電池モジュールの認証(<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)

#### 【注意事項】

- 申請者が電力会社と電力受給契約を締結し、電力を自家用として消費し、余剰電力を売電しているもの(全量売電している場合は対象外)。
- 最大出力が10kW未満の機器であること。
- IECEE-PV-FCS制度において新規認証は終了しているため、当面の間IECEE-CB認証機関によって太陽光発電設備の種類に応じてIEC61215又はIEC61646の規格のほか、IEC61730の規格に適合することを認証された製品である場合は、基準に適合するものとする。
- 認証の有効期限内の製品に限る。

### ■家庭用燃料電池システム(エネファーム)

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)一般社団法人燃料電池普及促進協会による認定を受けた家庭用燃料電池システム。
- (2)住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。
- (3)未使用のもので、リース及び中古品を除く。

【一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)】 (<http://www.fca-enefarm.org>)

### ■蓄電池システム

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)一般社団法人環境共創イニシアチブのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業で補助対象機器として登録されたもの。
- (2)住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。
- (3)未使用のもので、リース及び中古品を除く。

【一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)】

蓄電システム登録済製品一覧(※過年度登録製品も含む) (<https://zehweb.jp/registration/battery/>)

### ■木質ペレットストーブ

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)木質ペレット(木材を粉碎したおが粉を円形状に固めたもの)を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器。
- (2)住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。
- (3)未使用のもので、リース及び中古品を除く。

## この手引きは令和7年3月1日から令和8年2月28日設置分が対象です

### ■燃料電池自動車(FCV)

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金で補助対象機器として指定されたもの。
- (2)使用の本拠が市内であること。
- (3)自家用の車であること。
- (4)未使用のもので、リース及び中古品を除く。

### ■ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金で補助対象機器として指定されたもの。
- (2)住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。
- (3)未使用のもので、リース及び中古品を除く。

【一般社団法人次世代自動車振興センター】 (<https://www.cev-pc.or.jp>)

### ■既設窓・ドアの断熱改修

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

#### (1)既設窓の断熱改修

ア 公益財団法人北海道環境財団の既存住宅における断熱リフォーム支援事業において、補助対象機器として登録している窓部材を使用した断熱改修。

イ 未使用のもので、リース及び中古品を除く。

ウ 「令和7年度稲城市商工会住宅改修等補助金」の交付を受けていないこと

#### (2)既設ドアの断熱改修

ア 窓既設窓の断熱改修と同時に実施していること。

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて補助対象機器として登録しているドア部材を使用した断熱改修。

ウ 未使用のもので、リース及び中古品を除く。

エ 「令和7年度稲城市商工会住宅改修等補助金」の交付を受けていないこと

【公益財団法人北海道環境財団】

補助対象となる製品について (<https://www.heco-hojo.jp/danref/hojoseihin.html>)

【環境省 先進的窓リノベ2025事業】

補助対象となる製品について

(<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/door-dan>)

#### 【設置要件】

- 既築住宅への改修であること(新築住宅及び増築の窓は対象外)。
- 少なくとも1つの居室の全ての窓を改修してください。1つの居室の全ての窓改修と同時に廊下、玄関、浴室等の非居室の改修を行う場合、非居室の窓は1枚以上の改修で構いません。ただし、非居室のみの申請は対象外。《非居室(例):廊下、玄関、浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸など》
- 換気小窓(障子を閉めた状態で換気を行うことができるもの。障子に組み込まれたものも含む)、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を含む場合、それらの窓の改修は設置要件から除かれます。ただし、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対象に含みます。

#### 【注意事項】

- 「ドア」は住宅の外壁部にあり、屋外から施錠できる建具のことをさします。
- シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材とドアにつくガラスの交換は対象外。
- 建築基準法やその他関連法令を遵守し、設置・改修すること。
- 設置工事について、管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていること。その場合は、承認を得たことが分かる書類をご提出ください。
- 管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助対象外。

## 9. 申請に必要な提出書類

| 提出書類 |   |                                                                                                                                                                                                                    | <input checked="" type="checkbox"/> |
|------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 共通事項 | 1 | <b>住民票の写し</b><br>※申請日前の3カ月以内、マイナンバー記載なし<br><u>※市長が確認することの同意をいただくことで提出を省略できる可能性があります。申請の手引きの13ページをご確認ください。</u>                                                                                                      | <input type="checkbox"/>            |
|      | 2 | <b>「市民税納税証明書」または「非課税証明書」</b><br>※詳細は申請の手引きの13ページをご確認ください。<br>※例年、「課税証明書」や年度を間違えて提出する方が多く見受けられます。<br>提出する前に再度ご確認ください。<br><u>※市長が確認することの同意をいただくことで提出を省略できる可能性があります。申請の手引きの13ページをご確認ください。</u>                         | <input type="checkbox"/>            |
|      | 3 | <b>領収書及び内訳書</b><br>※申請者と領収書の宛名が同一であり、但し書きに申請機器が記載されていること。<br>※内訳書は但し書きに申請機器の記載がない又は既設窓・ドアの断熱改修を申請する場合に必要。また、領収書と内訳書の金額に整合性が取れていること。見積書および契約書は不可。<br>※既設窓・ドアの断熱改修は、材料費及び取付に必要な工事費がそれぞれ分かる内訳書を必ず提出してください。            | <input type="checkbox"/>            |
|      | 4 | <b>写真(機器全体と銘板(メーカー名、型式、製造番号)を写したもの)</b><br>※太陽光発電設備は、設置したパネル全体を写したもの。<br>※家庭用燃料電池システム(エネファーム)は、 <u>燃料電池・貯湯ユニットの型式・製造番号等</u> が分かるもの。<br>※燃料電池自動車は、 <u>ナンバープレート</u> が分かるもの。<br>※既設窓・ドアの断熱改修は、 <u>設置前と設置後の写真</u> が必要。 | <input type="checkbox"/>            |
|      | 5 | <b>その他市長が認める書類</b><br>※上記の書類の他に、審査に必要な書類を求めることがあります。                                                                                                                                                               |                                     |

### ●注意事項●

・提出書類は、全て揃ってから申請してください。

不備がある場合、正しい書類が揃うまで審査ができません。

また、一部書類を先に提出し、不足書類を後から提出することはできません。

【提出書類の確認に便利な「確認ツール」をウェブサイト上で公開しています】

確認ツール：<https://logoform.jp/form/KPTZ/R7CNcheck02>



**この手引きは令和7年3月1日から令和8年2月28日設置分が対象です**

| 提出書類            |                                                                |                                                                                                                                                                                                   | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 太陽光発電設備         | ①                                                              | <b>接続契約のご案内(電力会社との受給契約が確認できる書類)</b><br>※「接続契約を締結した日」「発電場所」「発電出力」が記載されていること。<br>※上記名称ではない場合は「接続契約を締結した日」「発電場所」「受電地点特定番号」「発電出力(W数)」等が分かる書類をご提出ください。                                                 | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ②                                                              | <b>出力対比表等</b><br>※太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力、モジュール1枚ごとの計測出力、申請者名が確認できるもの。                                                                                                                               | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ③                                                              | <b>海外認証の製品と分かる書類(該当者のみ提出)</b><br>※JP-AC太陽光パネル型式登録リストに登録されているモジュールまたは、JETが認証している製品を申請する場合は、 <b>不要</b> 。<br>例年、提出漏れが多いため、機器の認証を必ず確認してください。                                                          | <input type="checkbox"/>            |
| エネファーム          | ①                                                              | <b>保証書またはエネファーム安心サポート証</b><br>※ <u>申請者名、設置した機器のメーカー名、型式、製品番号、保証開始日(出荷日)、設置業者名等が記載されていること。</u> ※保証書が発行されない機器は、申請者、メーカー、燃料電池・貯湯ユニットの型式・製造番号、設置業者名等が記載された証明書等をご提出ください。                               | <input type="checkbox"/>            |
| 蓄電池システム         | ①                                                              | <b>保証書または出荷証明書</b><br>※ <u>申請者名、設置した機器のメーカー名、パッケージ型番、製品番号、保証開始日(出荷日)、設置業者名が記載されていること。</u><br>※パッケージ型番の記載がない場合は、パッケージ型番が確認できるカタログ等の写しをご提出ください。                                                     | <input type="checkbox"/>            |
| 木質ペレットストーブ      | ①                                                              | <b>保証書または出荷証明書</b><br>※ <u>申請者名、設置した機器のメーカー名、型式、製品番号、保証開始日(出荷日)、設置業者名等が記載されていること。</u>                                                                                                             | <input type="checkbox"/>            |
| 燃料電池自動車         | ①                                                              | <b>請求書等</b><br>※ <u>車両登録番号、車台番号、車名および購入費の内訳が確認できるもの。</u>                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ②                                                              | <b>自動車検査証記録事項</b><br>※所有者・使用者情報、車両詳細情報が確認できるもの。                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/>            |
| ビークル・トゥ・ホームシステム | ①                                                              | <b>保証書または出荷証明書</b><br>※ <u>申請者名、設置した機器のメーカー名、型式、製品番号、保証開始日、設置業者名等が記載されていること。</u>                                                                                                                  | <input type="checkbox"/>            |
| 既設窓・ドアの断熱改修     | ①                                                              | <b>出荷証明書(※施工証明書は不可。)</b><br>※窓の場合は公益財団法人北海道環境財団の「 <u>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</u> 」において、補助対象機器として登録されている番号を記載。記載がない場合は、登録番号が確認できる書類をあわせて提出。<br>※ドアの場合は環境省の「 <u>先進的窓リノベ2025事業</u> 」で登録されていることがわかる書類を添付。 | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ②                                                              | <b>設置前の状態が分かる写真</b>                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ③                                                              | <b>平面図等</b> ※窓・ドアの改修した箇所が分かる図面。                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/>            |
|                 | ①～③の書類は、改修した窓・ドアの位置がそれぞれ合致するように、通し番号等を記載し、改修した箇所が分かるようにしてください。 |                                                                                                                                                                                                   |                                     |
|                 | ④                                                              | <b>設置した設備の性能が確認できるパンフレット、第三者機関の証明書等</b>                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/>            |

## 10. 必要書類のチェックリスト・サンプル

該当者のみ

住民票の写し・納税証明書

- ☐ 手引き 13 ページのフローチャートを見て、**提出の必要があることを確認**した
- ☐ **課税証明書ではない**
- ☐ 納税証明書または非課税証明書で、納期到達済み未納額がない
- 代行業者の方へ ●
- 申請前に申請者ご本人様が稲城市に転入した日付を**必ず**確認してください

全員

領収書・内訳書

XXXX 年 YY 月 ZZ 日

領収書

(申請者名) 様

**領収金額 ￥ ●●●,●●●-**

但し、(申請機器名) 設置工事費として

(設置業者名) 株式会社  
東京都 ●●市 ○○XX-XX  
代表 ☆☆☆☆

| 内訳書 |        |    |         |
|-----|--------|----|---------|
| No. | 項目     | 個数 | 単価      |
| 1   | (設置機器) | 1  | 23,000  |
| 2   | (設置機器) | 1  | 45,000  |
| 3   | 工事費    | 1  | 40,000  |
|     |        | 小計 | 108,000 |
|     |        | 税  | 10,800  |
|     |        | 合計 | 118,800 |

- ☐ 領収日・宛名・申請機器名が記載されていて、**申請者名と宛名が同一**である
- ☐ 領収日は補助対象期間内の日付である
- ☐ (窓・ドア)材料費、取り付けに必要な工事費がわかる内訳書である
- ☐ 見積書(見積内訳書も含む)ではなく、**領収書(領収書の内訳書)**である
- ※内訳書は領収書の但し書きに申請機器名が記載されていない又は既設窓・ドア改修の場合に必要

太陽光

太陽光発電設備の写真



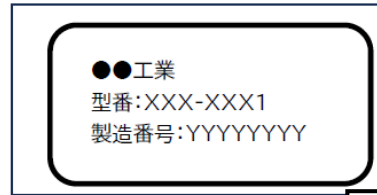
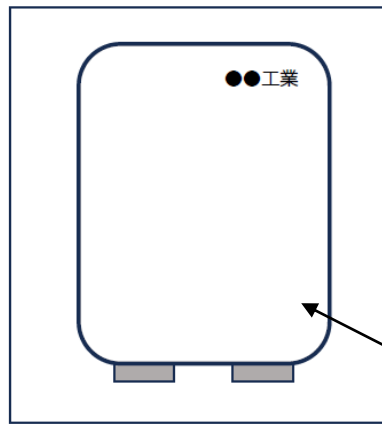
- ☐ 屋根とパネルが写っている
- ☐ (複数箇所に分かれている場合)パネルが設置されている全箇所の写真がある

### ● 注意事項 ●

- ・一部写真がない場合は事前にご相談ください。
- ・Word や PDF ファイルにまとめ、できるだけファイル数を少なくしてください。

エネファーム  
蓄電池  
木質ペレット  
ストーブ  
V2H

エネファーム・蓄電池・木質ペレットストーブ・V2Hの写真



【機器全体】

- ☐ 機器全体が写っている
- ☐ 設置されている様子がわかる

【銘板】

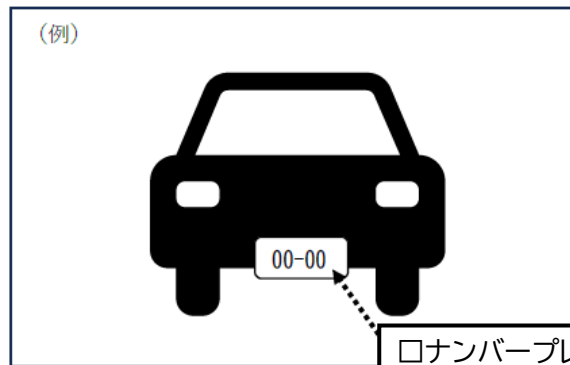
- ☐ メーカー名、  
型番、  
製造番号が  
鮮明に写っている

●注意事項●

家庭用燃料電池システム(エネファーム)は燃料電池・貯湯ユニットでそれぞれ写真が必要です  
蓄電池の銘板の写真が撮れない際はパワーコンディショナーの本体と銘板の写真を提出ください

FCV

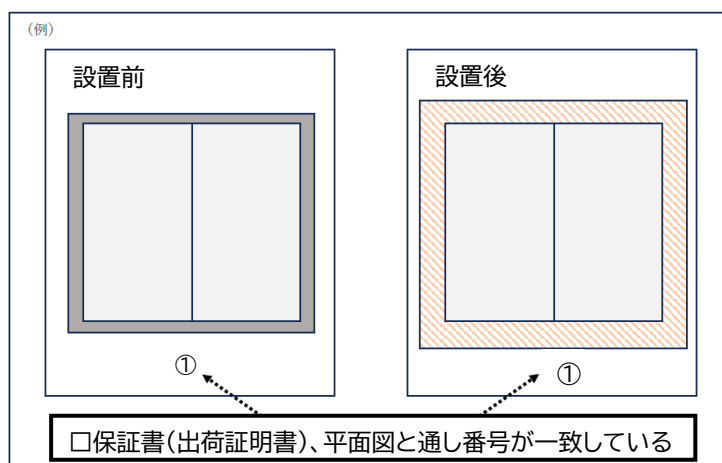
燃料電池自動車(FCV)の写真



- ☐ ナンバープレートが読める

窓・ドア

既設窓・ドアの断熱改修の写真



- ☐ 断熱窓・ドアの設置前と設置後の状況がわかるもの
- ※窓・ドアにカーテンや置物等が被らないようにしてください。

太陽光

接続契約のご案内

(申請者名)様 **必須**

●年●月●日  
(電気事業者)(株)

接続契約のご案内

~~~~~  
~~~~~

●●年●月●日 No.XXXXXXXXにて、お申込みいただきました内容について、協議を  
させていただきました結果、**▲年▲月▲日を以って接続契約を締結**いたしましたので、  
下記のとおりご案内申し上げます。 **必須**

| <b>必須</b> |                            | 記       |     |
|-----------|----------------------------|---------|-----|
| 発 電 場 所   | 東京都稲城市東長沼2111番地            |         |     |
| 受電地点特定番号  | XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXX-XXXX |         |     |
| 受給開始希望日   | ■年■月■日                     |         |     |
| 電 圧       | 単相3線式100/200V              | 検 針 日   | XX  |
| 発 電 出 力   | 5.5キロワット <b>必須</b>         | 発 電 種 別 | 太陽光 |
| 工 事 負 担 金 | 〇〇円                        |         |     |
| その他       |                            |         |     |

以上

□「接続契約を締結した日」、  
「発電場所」、「発電出力」  
が記載されている

□「接続契約を締結した日」  
が補助対象期間内である

●注意事項●

**不備が多い書類です。**

必ず上記3点に準ずる情報が  
記載されているか確認してく  
ださい。

●代行申請の方●

**工程照会での提出は  
不可です。**

太陽光

出力対比表等

出力対比表

作成日：

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 申請者名                | ■■■■■     |
| 製造メーカー名             | ■■■■■株式会社 |
| 太陽電池モジュール型式         | ■■■■■     |
| 太陽電池モジュール公称最大出力 (W) | 2 4 0 . 0 |

販売店名

製造番号の写し (バーコード) の添付欄



□太陽電池モジュールの  
型式、  
公称最大出力  
等が確認できるもの

●注意事項●

メーカーまたは設置業者  
が作成する書類です。  
設置したモジュールが全  
て確認できるものをご提  
出ください。

太陽光

海外認証の製品とわかる書類

●注意事項●

□下記 2 点に該当しない場合に提出

・JP-AC 太陽光パネル型式登録リストに登録されている

(確認ページ) <https://www.fit-portal.go.jp>

※ページ右側にある青枠内下部の「太陽光パネル型式リスト(PDF)」で確認可能です

・JET で認証されている

(確認ページ) <https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>

エネファーム、蓄電池、木質ペレットストーブ、V2H の保証書または出荷証明書

エネファーム  
蓄電池  
木質ペレット  
ストーブ  
V2H

証明書 (例)

必須  
〔設置業者名〕 御中

〇〇県●●市▲▲XX-XX  
必須  
〔メーカー名〕 株式会社

必須  
〔申請者名〕 様邸工事につきまして、下記商品を出荷したことを証明いたします。

| No. | 品名                | 型式     | 製造番号    | 出荷日        |
|-----|-------------------|--------|---------|------------|
| 1   | エネファーム (燃料電池ユニット) | XX-XXX | YYYYYYY | ZZZZ/ZZ/ZZ |
| 2   | エネファーム (貯湯ユニット)   | XX-XXX | YYYYYYY | ZZZZ/ZZ/ZZ |

※燃料電池ユニット・貯湯ユニットの型式と製造番号とメーカー名をそれぞれ記載してください。  
(別紙記載可)

※保証書の場合も必須事項は同様です。ただし、保証書の場合は、出荷日ではなく保証開始日が記載されていることを確認してください。

□申請者名、機器のメーカー名、型式、保証開始日(出荷日)、設置業者名が記載されている

●注意事項●

【エネファーム、蓄電池、木質ペレットストーブ、V2H 共通】

製造番号が記載されていない場合は、製造番号が確認できる書類を添付してください。

【エネファーム】

燃料電池ユニットと貯湯ユニットが分かれている場合は、各ユニットの「型式」「製造番号」を両方とも記載してください。(別紙を添付、エネファーム安心サポート証も可)

【蓄電池】

パッケージ型番を記載してください。記載できない場合は、パッケージ型番が確認できるもの(カタログ等)を合わせて提出してください。

FCV

燃料電池自動車の請求書等

□車両登録番号、車台番号、車名および購入費の内訳が確認できるもの

FCV

燃料電池自動車の自動車検査証記録事項

□所有者・使用者情報、車両詳細情報が確認できるもの

□初度登録年月が補助対象期間内である

●注意事項●

所有者と使用者が一致しない場合、別途書類の提出を依頼する場合がございます。

窓・ドア

既設窓・ドアの断熱改修の保証書または出荷証明書

出荷証明書（一例）

令和〇年〇月〇日

下記のとおり出荷したことを証明します

**必須**

申請者名、住所が一致している

販売業者名：△△建設  
住所：▲▲市●●  
責任者名：◎◎  
電話番号：090-000-0000

メーカー発行のもの

納品日：令和〇年〇月〇日

**必須** **必須**

| 通し番号 | 北海道環境財団登録番号 | メーカー名 | 製品名 | 窓サイズ |
|------|-------------|-------|-----|------|
|      |             |       |     |      |
|      |             |       |     |      |
|      |             |       |     |      |
|      |             |       |     |      |
|      |             |       |     |      |

□写真、平面図と通し番号が一致している

□【窓の場合】公益財団北海道環境財団で補助対象機器として登録されている「登録番号」が記載されている

□【ドアの場合】環境省の「先進的窓リノベ 2025」で補助対象機器として登録されていることがわかる書類を添付

※保証書の場合も必須項目は同じです

※様式の指定はございません

●注意事項●

設置業者発行の「施工証明書」や先進的窓リノベ事業の「性能証明書」等は不可。

窓・ドア

平面図等

□改修した窓・ドアの位置がわかるもの

□写真、保証書または出荷証明書と各窓・ドアの通し番号が一致するもの

●注意事項●

間取り・窓の位置が現況と同じものをご提出ください。

購入時の間取り図でも提出できますが、写真と間取り図が一致しない場合は不可となります。

窓・ドア

設置した設備の性能が確認できるもの

□製品の仕様が記載されているパンフレット・カタログまたは第三者機関の証明書等

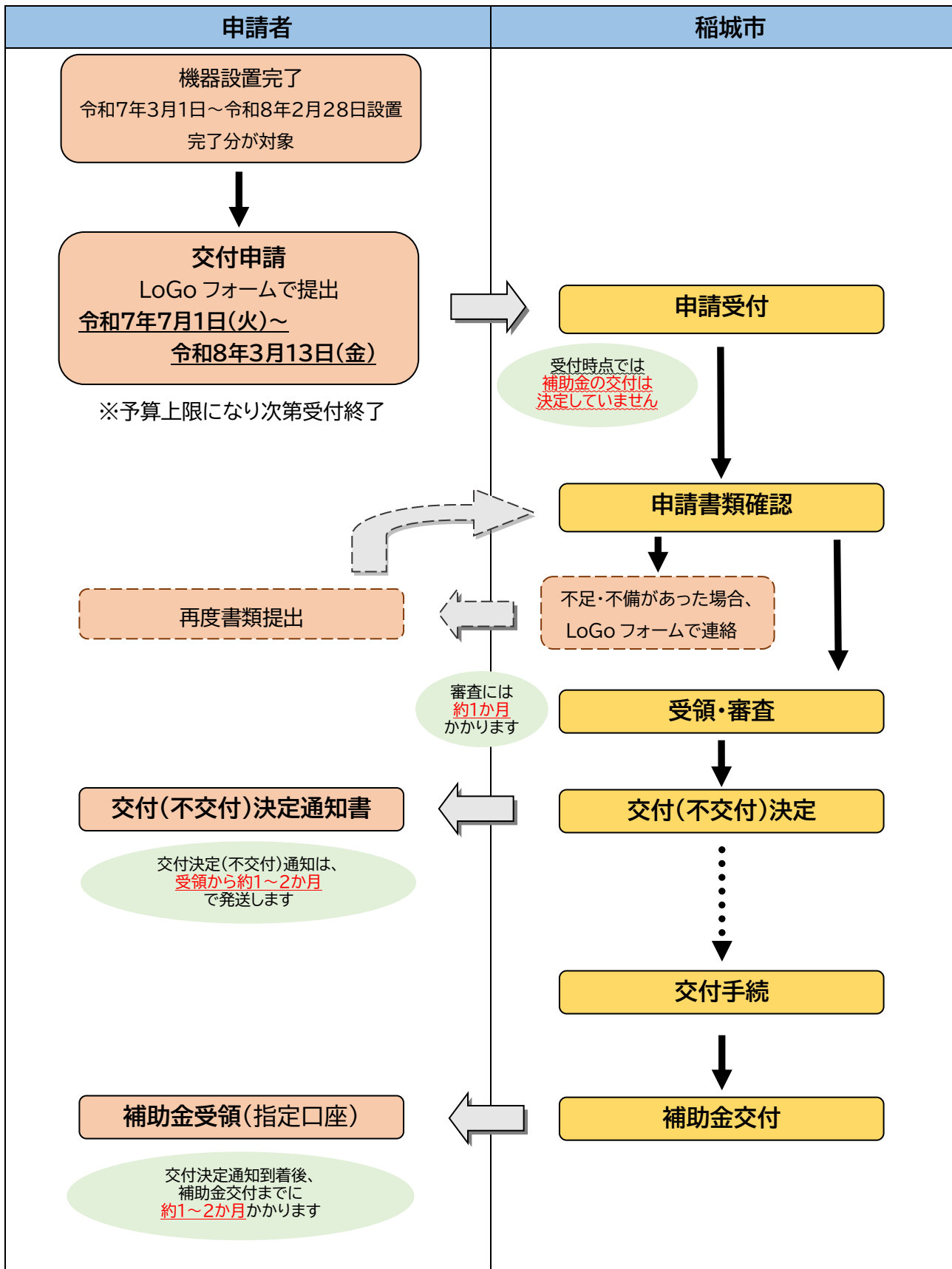
●注意事項●

窓：先進的窓リノベ事業の「性能証明書」でも可。

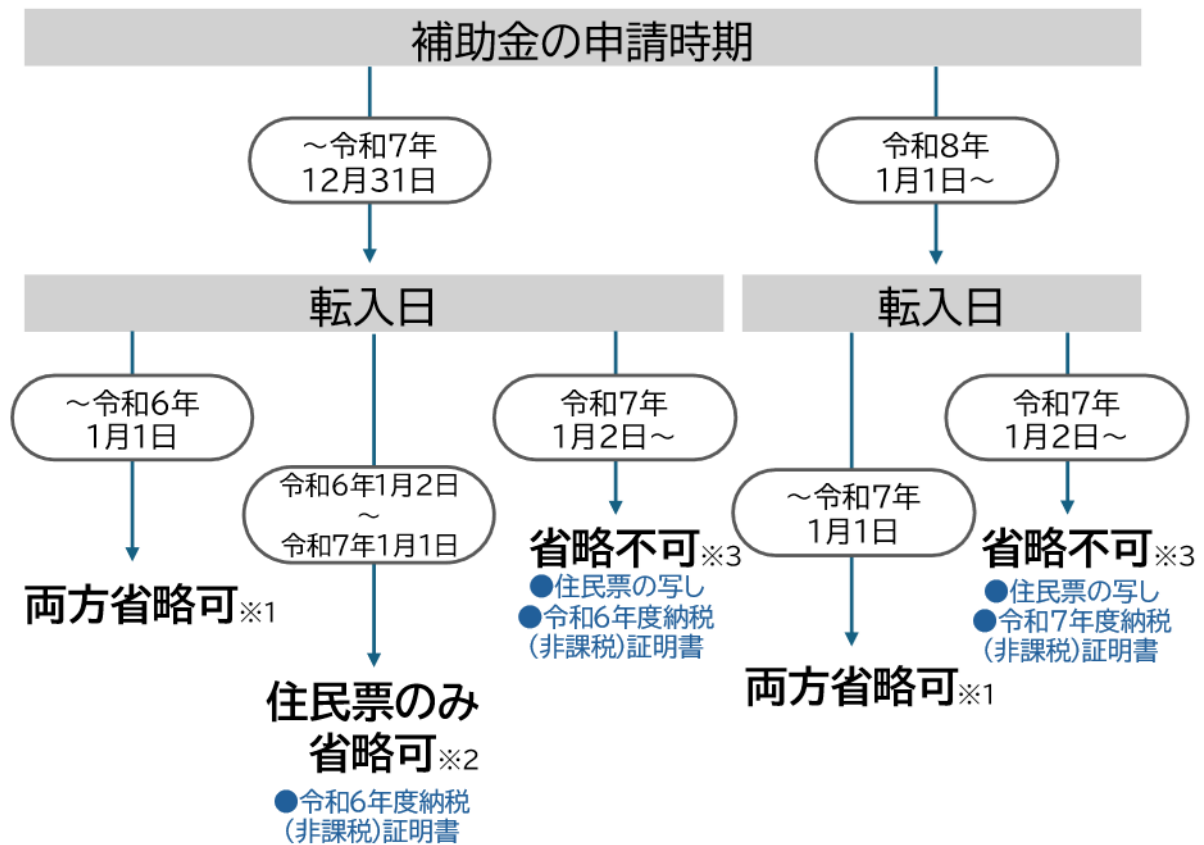
ドア：先進的窓リノベ事業の「性能証明書」を必ず提出してください。

先進的窓リノベ事業に申請していない場合はご相談ください。

## 11. 申請から交付までの流れ



## 12. 住民票の写し・納税証明書提出確認フローチャート



※1 「両方省略可」の方は、市が確認することへの 同意により、住民票の写しと納税(非課税)証明書の提出は省略可能です。

※2 「住民票のみ省略可」の方は市 が確認することへの 同意により、住民票の写しの提出は省略可能です。前住所地で納税(非課税)証明書を取得し、提出してください。

※3 「省略不可」の方は住民票の写しと納税(非課税)証明書が必須です。